

の「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限（時刻）までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

◇ 評価結果の通知：2023年8月14日（月）までに個別通知

提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

◇ 評価結果説明の取り止め：2023年6月30日のお知らせに掲載（コンサルタント等契約における失注説明の取扱いについて | JICA について - JICA <https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>） のとおり、2023年7月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止め、評価結果通知の別紙により評価点及び業務従事予定者の個人名を全競争参加者に通知しますので、ご了承の上、応募願います。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

- ① 業務実施の基本方針 16点
- ② 業務実施上のバックアップ体制 4点

(2) 業務従事者の経験能力等：

- ① 類似業務の経験 40点
- ② 対象国・地域での業務経験 8点
- ③ 語学力 16点
- ④ その他学位、資格等 16点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	各種評価調査（障害と開発分野の評価調査）
-----------	----------------------

	の経験を高く評価する)
対象国及び類似地域	全途上国
語学の種類	英語（西語ができることが望ましい）

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：

応募を排除する者はありませんが、本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。

(2) 必要予防接種：ブラジル、ポリビア、ペルー、ベネズエラからパラグアイに入国する 1～59 歳のすべての渡航者と、パラグアイからこれらの国に出国する（トランジット含む）すべての渡航者に対し、黄熱病予防接種証明書の提示が求められます。

6. 業務の背景

2008 年にパラグアイ政府は障害者権利条約（CRPD）に批准し、2012 年 10 月には障害分野の調整及び監督を行う政府機関として国家障害者人権庁（SENADIS）を設立した。また、2020 年に障害者の人権に関する国家行動計画を策定している。

JICA は、障害と開発分野において、日本の当事者団体とともに 15 年以上に渡り中南米地域の障害者に寄り添いながら、障害者のエンパワメントと自立生活のための政策と制度の発展に努めてきた。パラグアイでの同分野の JICA の技術協力が本格的に開始されたのは、SENADIS の能力強化のために同機関を C/P（カウンターパート）として派遣された個別専門家「障害者の社会参加促進アドバイザー（2016～2018 年）」からである。

現在は、後継案件である個別専門家「障害者の社会参加促進アドバイザー（フェーズ 2）」が 2021 年から同 C/P に派遣されている。同専門家は、自治体に設置された障害事務局（Disability Secretariat）の強化を目的に、首都アスンシオン市に加え、フェルナンド・デ・ラ・モラ市、コロネル・オビエド市、ビジャリカ市の障害事務局で地域に根ざしたインクルーシブな開発（Community-Based Inclusive Development, CBID）を実践している。具体的には、関係者の物理的アクセシビリティチェックスキル習得のための研修実施、障害者の地域社会で

の自立生活進のための社会モデルに基づく障害啓発ファシリテータ育成のモジュール作成、中南米各国と連携した障害者の地域社会での自立生活に取り組むリーダーの育成を進めている。

本事業は、上述の取り組みを発展させ、複数のプロジェクトサイト（市レベル）における事業を計画している。具体的には、SENADISによる障害事務局の運営能力強化、三者（SENADIS支部、障害事務局、障害当事者）の協議により、障害者の意思決定の場での代表制を確保するとともに社会参加を促進すること、中南米地域の域内連携を通じ障害当事者リーダーの育成を図るとともに、これらが持続的に機能するよう SENADIS の体制を整備することを目的とする。

7. 業務の内容

（詳細計画策定調査）

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員として派遣されるJICA職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画の策定及び評価6基準（妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ・情報を収集・整理するとともに、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）国内準備期間（2023年8月下旬～2023年9月上旬を想定）

- ① 要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析により要請背景・内容を把握し、我が国及び他援助機関のこれまでの協力状況・成果・課題も確認する。
- ② パラグアイ側関係機関や他ドナー等に対する質問票（案）（英文）を作成する。また、調査団が作成したパラグアイ側関係機関に対する質問票（案）（英文）を確認し、必要に応じて助言する。作成した質問票（案）（英文）は、現地派遣前にJICAに提出すること。なお、質問票（案）（英文）は、JICAパラグアイ事務所を通じて西語に翻訳され、パラグアイ側関係機関や他ドナー等に送付されます。
- ③ プロジェクトのPDM（Project Design Matrix）案、PO（Plan of Operations）案を検討する。

④ 調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加する。

(2) 現地業務期間（2023年9月上旬～2023年9月下旬を想定）

- ① 適宜、調査団内の打合せを調整する。
- ② JICAパラグアイ事務所等との打合せに参加する。
- ③ パラグアイ側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、他分野の団員と協力し、議事録を作成する。
- ④ 事前に配布した質問票への回答回収や上記②を通じ、情報・資料を収集・整理し、現状・課題を把握・分析する。具体的には以下のとおり。
 - ア) 要請背景・内容
 - イ) 関連する開発計画、政策、制度
 - ウ) 関連各組織
 - (a) 所掌業務、組織体制、根拠法
 - (b) 人員体制
 - (c) 役割分担、中央・地方の連絡調整／指揮命令体制
 - (d) 予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み
 - エ) 本プロジェクトに関連する他援助機関（UNICEF, UNHCR, EU, WHO, NGO等）の活動動向、連携の可能性
- ⑤ 調査結果に基づき、本プロジェクトの実施案（プロジェクトの協力期間、実施体制、討議議事録（R/D：Record of Discussions）を他分野の団員とともに検討する。
- ⑥ 関係者との協議で合意された内容について、R/D（案）（英文）及び協議議事録（M/M：Minutes of Meetings）（案）（英文）の作成に協力する。特に、PDM案の成果指標の設定について、開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス¹を踏まえ、主担当としての検討及び取りまとめを行う。
- ⑦ 実施機関に対するR/D案を含むM/M案への説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。
- ⑧ 担当分野に係る調査結果をJICAパラグアイ事務所等に報告する。

¹ [技術協力 開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス | 事業評価 | 事業・プロジェクト - JICA](#)

(3) 帰国後整理期間（2023年9月下旬～2023年10月下旬を想定）

- ① 帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ② プロジェクトを巡る状況分析や評価6基準の観点から、リスク管理チェックシート（案）に必要な情報を他分野の団員とともに取りまとめる。
- ③ 評価6項目（妥当性、整合性、有効性、効率性、インパクト、持続性）の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）を作成し、その取りまとめに協力する。
- ④ 担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書（案）を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

（詳細計画策定調査）

（1） 業務完了報告書

2023年10月18日（水）までに提出。ただし調査が10月上旬に及んだ場合には、双方合意の上で同報告書の提出日を1週間延長し、10月25日（水）とします。

次の①～②、及び収集資料一式を参考資料として添付することとし、電子データにて提出する。

- ① 事業事前評価表（案）（和文・英文）
- ② 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022年4月-2023年4月追記版）」の「X. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇄ドーハ/ドバイ⇄サンパウロ⇄アスンシオンを標準とします。

(2) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費

PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用等も必要に応じて適宜、見積書に計上ください。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務期間は 2023 年 9 月 10 日～9 月 29 日を予定しています。ただし、パラグアイ政府との調整により前後 1 週間程度ずれる可能性があるため、プロポーザルにおいては、9 月 3 日～10 月 6 日の期間で、3 週間連続で現地調査への対応が可能な現地業務期間日程を提示してください。

本業務従事者は、JICA の調査団員と同時に現地調査の開始を予定していません。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括 (JICA)

イ) 協力企画 (JICA)

ウ) 評価分析 (本コンサルタント)

③ 便宜供与内容

JICA パラグアイ事務所及び派遣中の長期専門家による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎：あり

イ) 宿舎手配：あり

ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)

エ) 通訳備上：日本語⇄スペイン語の通訳を提供

オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。

カ) 執務スペースの提供：JICAが必要に応じアレンジします。

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA 人間開発部高等教育・社会保障グループ社会保障チームから配付しますので、hmghs@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

- ・ 要請書
- ・ 案件概要表
- ・ 案件概要表補足（要請書の段階から案件概要表の作成に至るまでに、事業の方向性が変更されています。その内容と経緯について説明した資料です。）
- ・ Estudio de recopilación de datos sobre la situación actual en materia de obtención accesible del registro civil de personas con discapacidad en Paraguay（パラグアイのコンサルティング企業 Investigación para el desarrolloが発行した、パラグアイの障害者市民登録の現状に関するデータ収集調査報告書です。西語の原文と日本語仮訳を共有します。）

② 本業務に関する以下の資料がJICA図書館等のウェブサイトで公開されています。

・ 国別障害関連情報 パラグアイ共和国（2021年）

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/1000044912.pdf>

・ パラグアイ 障害者の社会参加促進アドバイザー（2016～2018年）専門家活動報告

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/1000039852.pdf>

・ 障害者の社会参加促進アドバイザー（フェーズ2）（2021～2023年）プロジェクト概要

<https://www.jica.go.jp/project/paraguay/019/index.html>

・ ラテンアメリカの「今」を届ける 第4回 自立する障害者が、新しい世界へ扉を開く

https://dotworld.press/relavin_latin_america04/

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA パラグアイ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。
- ⑤ 本調査において政府機関と文書を取り交わす際には、英文と西文の双方を用意して臨みます。西語での文書作成が不可の場合、英文から西文への翻訳については、通訳ないし JICA パラグアイ事務所が担当いたします。

以上